

## 議案第6号

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次項の規定の適用を受ける」を「次項各号に掲げる」に、「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)」を「4号給」に改め、同条第6項中「55歳を超える」を「次の各号に掲げる」に、「昇給は」を「昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 55歳を超える職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 重度心身障害者

第8条第3項中「及び第3号から第6号まで」を「に該当する扶養親族(次項にお

いて「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までに、「扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」を「扶養親族」に、「もの(以下「行政職8級職員」という。)」を「もの」に、「3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」を「3,500円)」に改め、同条第4項中「の間(以下「特定期間」という。))」を「の間」に、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

#### 第9条 削除

第9条の3第1項第2号中「配偶者」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。))」に改める。

第10条第1項第1号中「ため交通機関」を「ため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。))」に、「運賃」を「運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。))」に、「(交通機関)を(交通機関等)に、「あつて交通機関」を「あつて交通機関等」に改め、同項第3号中「ため交通機関」を「ため交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に、「(交通機関)を(交通機関等)に、「、交通機関」を「、交通機関等」に改め、同条第2項第1号中「以下この号に」を「次項及び第5項に」に、「いう。))」を「いう。))」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に、「額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を「額」に改め、同条第3項中「(第1号及び次項)を(第1号、次項及び第5項)に、「いう。))」でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「いう。))」に、「係る運賃」を「係る運賃等」に、「運賃相当額」を「運賃等相当額」に、「なる運賃」を「なる運賃等」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 特急列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第10条第4項中「国家公務員、職員以外の地方公務員又は市長が規則で定める法人に使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続き」を「新たに」、  
「特急列車等でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「特急列車等」に改め、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、同項第4号又は第5号の規定による加算額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項中「国家公務員等であった者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なったこと」に、「職員（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）」を「職員」に改める。

第18条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」を「に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」に改め、同項第1号中「額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を「額」に改める。

第23条の2第1項中「第8条、第9条」を「第8条」に改め、同条第2項中「第8条、第9条、第9条の3、第11条の2」を「第8条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		

28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		

62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					

96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項を削り、同条第6項中「、第3項」を「及び第3項」に、「決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を「決定」に改め、同項を同条第5項とする。

第8条第1項中「第8条、第9条」を「第8条」に、「、第21条及び第23条」を「及び第21条」に改め、同条第2項中「第2条、第18条の2第1項及び第22条第2項」を「第18条の2第1項、第22条第2項及び第23条第2項第1号」に、「給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第5項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例」を「給与条例」に、「及び任期付職員条例」を「及び新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第8号)」に、「100分の172.5」を「100分の95」と、給与条例第23条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

(新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

**第3条** 新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第2号中「配偶者」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条第1号において同じ。)」に改める。

第5条第1号中「、交通機関」を「、交通機関又は有料の道路(以下この号及び第3号において「交通機関等」という。)」に、「運賃」を「運賃又は料金(同号において「運賃等」という。)」に、「(交通機関)を「(交通機関等)に、「あつて交通機関」を「あつて交通機関等」に、「第3号」を「同号」に改め、同条第3号中「ため交通機関」を「ため交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に、「(交通機関)を「(交通機関等)に、「、交通機関」を「、交通機関等」に改める。

第17条第2項中「第4条、第4条の2」を「第4条」に改める。



(新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

**第4条** 新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和29年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」を「勤勉手当」に改める。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 重度心身障害者

第4条の2第2号中「配偶者」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条第1項において同じ。)」に改める。

第5条中「交通機関」を「交通機関又は有料の道路」に、「運賃」を「運賃又は料金」に改める。

第10条の2第1項中「第12条の2及び第19条」を「第19条」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に改める。

第12条の2を削る。

第18条第2項中「第3条の3から第4条の2まで」を「第3条の3、第4条」に改める。

第19条中「、第7条から第9条まで及び第12条」を「及び第7条から第9条まで」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

**第5条** 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項中「第8条、第9条、第9条の3、第11条の2」を「第8条」に改める。

附則第7条中「第4条、第4条の2」を「第4条」に改める。

附則第8条中「第3条の3から第4条の2まで」を「第3条の3、第4条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において新居浜市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第8条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「

(5) 重度心身障害者

」とあるのは

「

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」

とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とす

る。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理規程で定める職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「

(5) 重度心身障害者

」とあるのは

「

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」

とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 6 改正後給与条例第10条第4項及び第10条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に関する経過措置）

- 7 切替日以後に新たに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（以下この項においてこれらを「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第11条の2の規定は、切替日以後に公署を異にする異動をした再任用職員又は切替日以後に在勤する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 8 新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第21条第3項中「第10条第6項から第8項まで」を「第10条第7項から第9項まで」に改める。

（規則等への委任）

9 第2項から第7項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則等で定める。

附則別表（附則第2項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2

28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	

6 2	5 8	5 4	5 4	5 0		
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1		
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2		
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3		
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4		
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5		
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6		
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7		
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8		
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9		
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0		
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1		
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2		
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3		
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4		
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5		
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6		
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7		
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8		
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9		
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0		
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1		
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2		
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3		
8 6	8 2	7 8	7 8			
8 7	8 3	7 9	7 9			
8 8	8 4	8 0	8 0			
8 9	8 5	8 1	8 1			
9 0	8 6	8 2	8 2			
9 1	8 7	8 3	8 3			
9 2	8 8	8 4	8 4			
9 3	8 9	8 5	8 5			
9 4	9 0					
9 5	9 1					

96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

#### 提案理由

一般職の職員等について、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員等の給与改定に準じて給料等の改定及び給与制度の総合的見直し等を行うため、本案を提出する。